

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第44条第1項第3号」の次に「、第52条第6項第3号」を加え、同条第2号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項もしくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の次に「、第58条第2項」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。